市民税・県民税の申告

２月３日(月)～３月17日(月)に市役所で市民税・県民税の申告を受け付けます。また、２月17日(月)～３月17日(月)は千葉西税務署と市役所で所得税の確定申告が行われます。

お問い合わせは
市民税課 ☎421-6691へ

申告が必要な人

下のチャートで申告が必要か確認してください

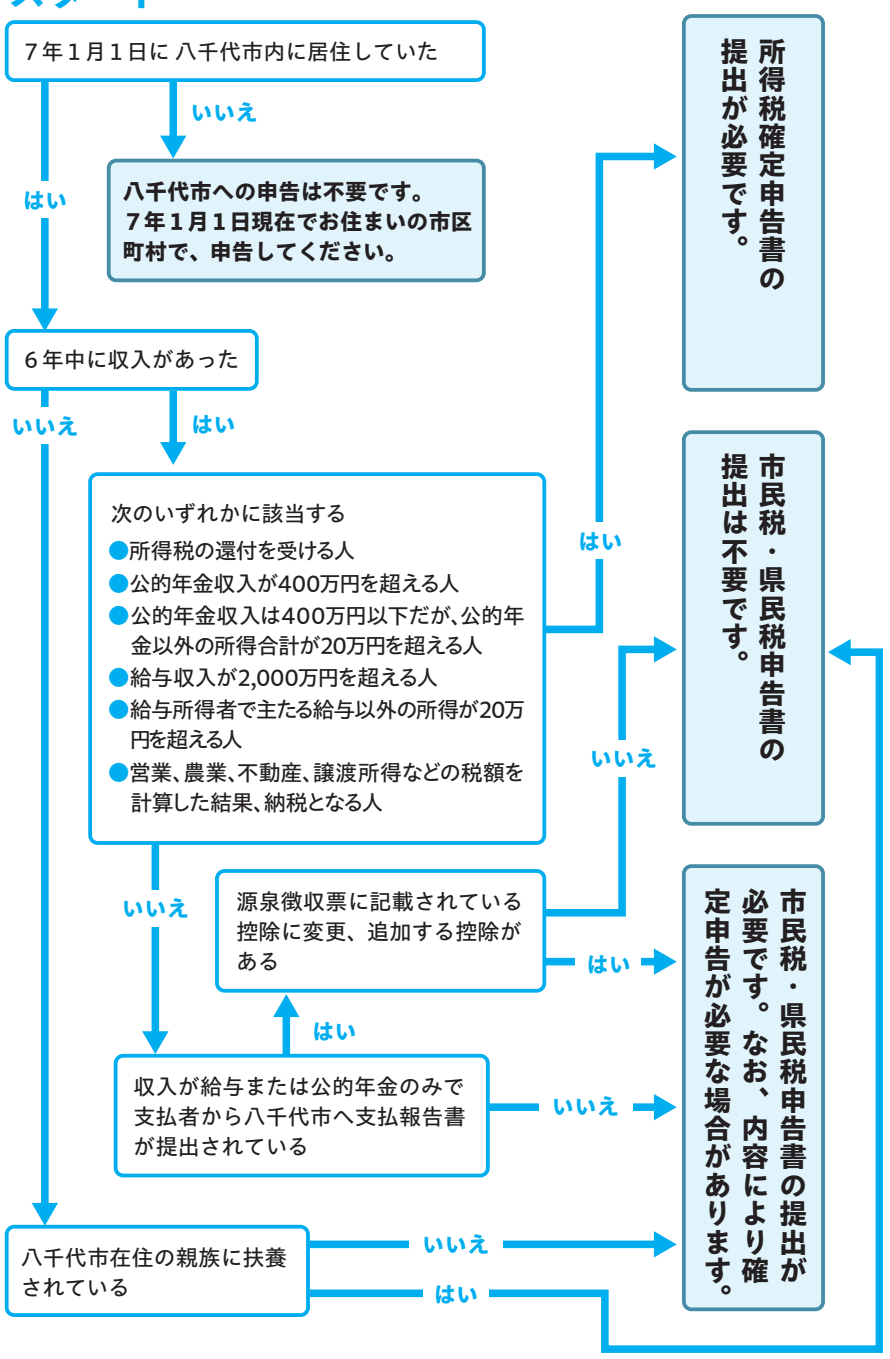

※収入がない人でも、国民健康保険料などの各種保険料の算定や、非課税証明の申請には申告が必要です。
※市内に居住していない人でも、７年１月１日現在、市内に事業所・事務所がある人は申告が必要です。

会場と受付期間

受付期間　２月３日(月)～３月17日(月)
（土曜・日曜日、祝日を除く）
受付時間　午前８時30分～午後５時
※開始前の受付待ちはご遠慮ください。
会　　場　八千代市役所　多目的棟会議室
（市役所本庁舎南側）

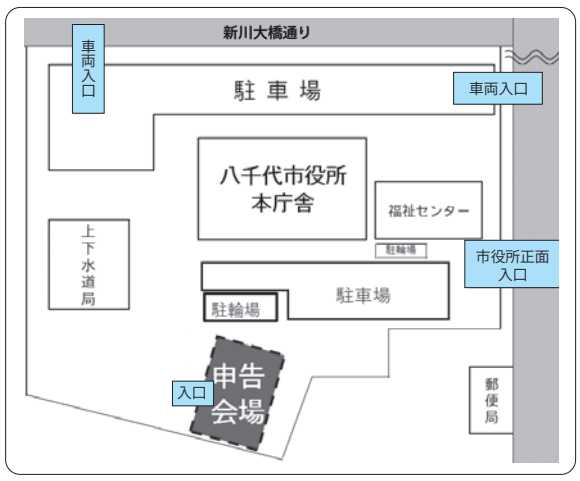

- 市役所会場では、作成済み申告書の提出と申告書の作成相談を受け付けます。
- 支所・連絡所では、作成済み申告書の提出のみ受け付けます。

☑申告に必要なもの

□申告書（会場にも置いてあります）
□マイナンバーカード（または番号確認書類と本人確認書類）
□源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類
□国民年金、介護保険、健康保険など社会保険の領収書や証明書
□生命保険料や地震保険料などの控除証明書
□障害者手帳や療育手帳などの内容が確認できるもの
□医療費控除の明細書やセルフメディケーション税制の明細書
（領収書の添付または提示では控除の適用ができません。）
※市民税・県民税申告書などは市ホームページから印刷することができます。

郵送での提出にご協力ください

市民税・県民税申告書は郵送により提出することができます。
申告書の控えが必要な人は、返信先を記入して切手を貼った返信用封筒を同封してください。
【郵送先】〒276-8501　大和田新田312-５　八千代市役所市民税課

低所得世帯に3万円の給付金を支給します

物価高騰の影響が大きい低所得世帯へ１世帯あたり３万円の給付金及びこども加算(こども１人あたり２万円)を支給します。

▼対象　６年12月13日現在で八千代市に住民票があり、次の①・②に該当する世帯。いずれも「住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯」は対象外。こども加算は①・②に該当する世帯のうち18歳以下（平成18年４月２日生まれ以降）の児童がいる世帯が対象。①６年度分住民税で、均等割が非課税となった人のみで構成されている世帯（非課税世帯）、②６年度分住民税で、所得割が課税されていない人のみで構成されている世帯で①を除く世帯（均等割のみ課税世帯）

▼申請方法　対象世帯には２月中旬より順次書類を発送。返送が必要な書類が届いた場合は、申請期間内に提出してください。未申告の人がいる場合や６年１月以降に２回以上市町村をまたぐ引越しをした人がいる場合、書類は届きません。支給希望の場合はコールセンターへ問い合わせてください。※６年12月13日以降に子ども連れで離婚をされたことにより①②の状況になった世帯、ＤＶなどで避難しており住民票と居住地が異なる世帯、寮に入っているなど住民票が別世帯となっているが生計同一の児童がいる場合、申請が必要です。書類は届きません。支給希望の場合はコールセンターにお問い合わせください。▼申請期限　５月30日(金)まで　▼窓口・コールセンター　〒276-8501　大和田新田312番地５八千代市役所地下１階・物価高騰支援給付金グループ☎(421)6746（土曜・日曜日、祝日を除く午前８時30分～午後５時）
（福祉総合相談課）

2月・3月検針分の水道基本料金を免除します

物価高騰の影響による負担の軽減を目的に、官公署を除くすべての給水契約者の水道基本料金を免除します。詳しくは検針時のお知らせまたは市ホームページを。下水道使用料の請求金額に変更はありません。
（給排水相談課☎(483)6155）

パブコメ　八千代市公共施設等総合管理計画及び八千代市公共施設等個別施設計画(素案)に対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、八千代市公共施設等総合管理計画及び八千代市公共施設等個別施設計画（素案）への意見を募集します。意見を提出できる人は、市内に住所がある人、市内に事務所か事業所がある人、市内に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事案に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。

▼募集期間　２月６日(木)～３月８日(土)必着　▼公表場所　資産管理課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ　▼意見の提出方法・送付先　募集期間中に公表する実施要項に記載
（資産管理課☎(421)6723）